

葛飾区長が行う個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

4葛総総第1330号
令和5年3月31日
区 長 決 裁

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、葛飾区長が行う法に基づく処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

なお、この基準は、随時、適切な見直しを行うものとする。

目次

第1	開示決定等の審査基準	P 2
第2	保有個人情報該当性の判断基準	P 4
第3	不開示情報該当性の判断基準	P 6
第4	部分開示に関する判断基準	P 21
第5	裁量的開示に関する判断基準	P 23
第6	保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準	P 24
第7	権利濫用に当たるか否かの判断基準	P 25
第8	他の法令による開示の実施との調整の判断基準	P 26
第9	訂正決定等の審査基準	P 27
第10	利用停止決定等の審査基準	P 29
第11	適用除外等の判断基準	P 33

第1 開示決定等の審査基準

法第78条第1項各号列記以外の部分

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

法第82条

第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

法第82条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下の基準により行う。

- 1 開示する旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であって、個人の権利利益を保護するため、特に開示する必要があると認めるとき。
- 2 開示しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報の全てが不開示情報に該当し、全て不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 法第81条の規定により開示請求を拒否する場合
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報を葛飾区長が保有していない場合、当該保有個人情報が法第124条第2項に該当する場合又は開示請求の対象が保有個人情報に該当しない場合

- (4) 開示請求の対象が、法第 124 条第 1 項に該当する場合又は他の法律の適用除外規定により開示請求の対象外のものである場合
 - (5) 開示請求の対象となる保有個人情報の特定が不十分である場合、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合等、開示請求に形式的な不備がある場合
 - (6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合
- 3 1 及び 2 の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第 2 保有個人情報該当性の判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第 3 不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示をすべきかどうかの判断は「第 4 部分開示に関する判断基準」に、裁量的開示をすべきかどうかは「第 5 裁量的開示に関する判断」に、保有個人情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうかの判断は「第 6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準」に、権利濫用に当たるかどうかの判断は「第 7 権利濫用に当たるか否かの審査基準」に基づきそれぞれ行う。

第2 保有個人情報該当性の判断基準

法第60条第1項

第60条 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。

- 1 「職務上作成し、又は取得した」とは、区の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- 2 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。
- 3 「保有している」とは、当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態をいう。）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。
- 4 「地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図面、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならぬことをいう。したがって、職員が単に記録しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。

また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものといった、個人情報の保護に関する法律施行令第16条に規定するものは、地方公共団体等行政文書に該当しないため、保有個人情報に該当しない。

第3 不開示情報該当性の判断基準

不開示情報に該当するかどうかの判断は、次の基準により行うものとする。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うものとする。

- 1 開示請求者（法第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。）の生命、健康又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）についての判断基準

法第78条第1項第1号

- 一 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）については、開示することにより深刻な問題を引き起こす可能性があるかどうかについて検討を行い、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

なお、請求者が未成年者や成年被後見人の法定代理人であつて、当該本人と法定代理人との利益が相反する場合（法定代理人による虐待を受けた当該未成年者の個人情報や、法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合等）には、未成年者や成年被後見人の権利利益を保護するため、開示しないものとする。

非開示情報とするためには、利益が相反すると認められる客観的・具体的事実又は蓋然性が必要である。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第 78 条第 1 項第 2 号）についての判断基準

法第 78 条第 1 項第 2 号

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第 78 条第 1 項第 2 号本文）については、次のアからオまでを踏まえ、判断する。

ア 「個人に関する情報」は、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は含まない。

(ア) 個人の属性、人格や私生活に関する情報

(イ) 個人の知的創作物に関する情報

(ウ) 組織体の構成員としての個人の活動に関する情報

イ 「その他の記述等」は、氏名及び生年月日以外の記述等であって、次に該当するものなどをいう。

(ア) 個人別に付された番号その他の符号

(イ) 映像及び音声（特定の個人を識別することができる場合に限る。）

ウ 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である

特定の個人が誰であるかを識別することができる場合をいう。

エ 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」には、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合が該当する。照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報等一般人が通常入手しうる情報が該当する。ただし、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合は、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも考慮し、合理的な範囲で判断する。

オ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するなど、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当する。

(2) 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報(法第78条第1項第2号イ)については、次のアからウまでを踏まえ、判断する。

ア 「法令の規定」は、次のいずれかに該当するものをいう。

なお、ここでいう「法令」には、条例及びこれに基づく規則等が含まれる。

(ア) 何人に対しても等しく当該情報を開示することを求めている規定

(イ) 特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定

イ 「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報には、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されているものが該当する。

ウ 「知ることが予定されている情報」には、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されているものが該当する。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報(法第78条第1項第2号ロ)には、開示請求者以外の個人に関する情報であって、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

(4) 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（法第 78 条第 1 項第 2 号ハ）については、次のア及びイを踏まえ、判断する。

ア 「職務の遂行に係る情報」には、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担当する職務を遂行する場合における活動についての情報が該当する。このうち、その職名と職務遂行の内容は、不開示情報とはしないこととする。

なお、公務員等が受ける勤務評定、懲戒処分、分限処分その他の行政措置は、当該公務員にとっては、職務に関連した指示に関する情報であり、「その職務の遂行に係る情報」には該当しない。

イ 公務員等の氏名は、法第 78 条第 1 項第 2 号イに該当する場合に開示する。同号イに該当する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、ストーカー被害等当該公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(ア) 総務部人事課窓口において職員名簿を閲覧に供することその他行政機関等により職名及び氏名を公表する慣行がある場合

(イ) 行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職名と氏名が掲載されている場合

(ウ) (ア) 及び (イ) のほか、開示請求に対して開示することを事前に取り決めている場合

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第 78 条第 1 項第 3 号）についての判断基準
法第 78 条第 1 項第 3 号

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(1) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報（法第 78 条第 1 項第 3 号本文）については、次のアからウまでを踏まえ、判断する。

ア 「法人その他の団体等」には、株式会社等の会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等が該当する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 法人等の組織及び事業に関する情報

(イ) 法人等の権利利益に関する情報

(ウ) 上記のほか法人等との関連性を有する情報

(エ) 法人等の構成員に関する情報

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であつて、法人等に関する情報と同様の要件により、当該事業を営む上で正当な利益等について不開示情報に該当するかどうか判断するものとする。

(2) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（法第 78 条第 1 項第 3 号ただし書）には、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とこれを開示することにより保護される人の生命、健康等の

利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

- (3) 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(法第78条第1項第3号イ)については、次のアからエまでを踏まえ、判断する。

ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切が該当する。

イ 「競争上の地位」には、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位が該当する。

ウ 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位等が該当する。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係性等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」には、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

- (4) 任意に提供された情報(法第78条第1項第3号ロ)については、次のアからオまでを踏まえ、判断する。ただし、開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、不開示情報に該当しないものとする。

ア 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、行政機関等の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合が含まれる。

イ 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長等が法令に基づく報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

ウ 「開示しない」には、法に基づく開示請求や情報公開条例に基づく公開請求に対して開示しない場合が該当するだけでなく、第三者に対して当該情報を提供しない場合も該当する。

エ 「条件」は、次のいずれかに該当する場合をいう。なお、これらは双方の合意により成立する。

(ア) 行政機関等の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れる場合

(イ) 法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請により情報は提供するが、開示しないでほしいと申し出る場合

オ 「法人等又は個人における通例」には、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取りが該当し、当該法人等又は個人において開示しないことだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。

カ 「当該情報の性質、当時の状況等」とは、提供当時の当該情報の性質や状況を諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の状況の変化等も考慮する。

キ 「合理的であると認められるもの」とは、提供された情報の性格に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に公開されている等の事情がある場合には、本号に該当しない。

4 国の安全等に関する情報（法第 78 条第 1 項第 4 号）及び公共の安全等に関する情報（同項第 5 号）

法第 78 条第 1 項第 4 号

四 行政機関の長が第 82 条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

法第 78 条第 1 項第 5 号

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

これらの号は、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人等が開示決定等をする場合には適用されないため、別途、法第 78 条第 1 項第 7 号イ又はロによって判断するものとする。

5 審議、検討等情報（法第 78 条第 1 項第 6 号）についての判断基準
法第 78 条第 1 項第 6 号

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

審議、検討等情報については、以下の基準により行うものとする。

- (1) 国の機関（国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関をいう。）、独立行政法人等、地方公共団体（議会を含む。）及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報には、次に掲げるものに関連して作成され、又は取得されたもの等が該当する。
 - ア 国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議等
 - イ 国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ並びに決裁を前提とした説明及び検討
 - ウ 審議会等又は行政機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議及び検討
- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」には、開示することにより外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が該当する。
- (3) 「不当に国民の間に混乱を生じされるおそれ」には、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれが該当する。
- (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」には、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれが該当する。
- (5) (2)から(4)までにおける「不当に」には、審議、検討等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のものであることが該当する。

なお、これに該当するかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で行う。

- (6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、法第78条第1項第6号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等、審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第78条第6号に該当するかどうか判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、法第78条第1項第6号に該当する。

6 事務又は事業に関する情報（法第 78 条第 1 項第 7 号）についての判断基準

法第 78 条第 1 項第 7 号

- 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第 78 条第 1 項第 7 号本文）については、次のアからウまでを踏まえ、判断する。

ア 「その他」には、同項第 7 号イからトまでに掲げるもの以外であつて、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であり、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等が該当する。

イ 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断は、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照ら

して、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかにより行う。この判断に当たっては、事務又は事業の根拠となる規定及び趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で行う。

ウ 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものを必要とする。

エ 「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

(2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際関係との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際関係との交渉上不利益を被るおそれ」(法第78条第1項第7号イ)については、次のアからエまでを踏まえ、判断する。

ア 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制を害されることなく平和で平穏な状態で保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。

イ 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがある場合を含む。)をいう。

ウ 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反するようなこと、他国等の意思に一方的に反することになるようなこと、他国等に不当に不利益を与えることになるようなこと等我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報をいう。

エ 「他国若しくは国際機関との交渉上の不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉結果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉(過去のものを含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、または具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

(3) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」(法第78条第1項第7号ロ)については、次のアからエまでを踏まえ、判断する。

ア 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」とは、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関（検察官、検察事務官及び司法警察職員をいう。）が、特定の行為について犯罪であると思料するときに、公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。

イ 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法（犯罪及び刑罰に関する法規範の総称をいう。）の執行等を意味する。

刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・操作と関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反の調査等に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものも、本号に含まれる。

また、開示をすることにより、特定の建造物への不法な侵入又は破壊若しくは不正アクセス行為（不正アクセスの禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為をいう。）を招くおそれがある情報等も本号に含まれる。

なお、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制等の一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、法第 78 条第 1 項第 7 号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示又は不開示の判断をする。

(4) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第 78 条第 1 項第 7 号ハ）については、次のアからクまでを踏まえ、判断する。

ア 「監査」には、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べるものが該当する。

イ 「検査」には、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べるものが該当する。

- ウ 「取締り」には、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することが該当する。
- エ 「試験」には、人の知識、能力等又は物の性質等を試すことが該当する。
- オ 「租税」には、国税及び地方税が該当する。
- カ 「賦課」には、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることが該当する。
- キ 「徴収」には、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることが該当する。
- ク 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」は、具体的には、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- (ア) 事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となる場合
- (イ) 事前に開示すると、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長するほか、巧妙に行うことにより隠蔽をする等のおそれがある場合
- (ウ) 事後であっても、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるような場合
- (5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(法第78条第1項第7号ニ)については、次のアからエまでを踏まえ、判断する。
- ア 「契約」には、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることが該当する。
- イ 「交渉」には、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことが該当する。
- ウ 「争訟」には、訴訟、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てが該当する。
- エ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」は、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約等であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- (ア) 取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正

な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合

(イ) 交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがある場合

(6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(法第78条第1項第7号ホ)は、具体的には、調査研究に係る事務に関する情報であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合

イ 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合

(7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(法第78条第1項第7号ヘ)には、具体的には、人事管理に係る事務に関する情報であって、勤務評定、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれが該当する。

(8) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(法第78条第1項第7号ト)については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を害するおそれが該当する。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、法第78条第1項第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する判断基準

法第79条

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

開示請求に係る保有個人情報について、法第79条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。

1 不開示情報が含まれている場合の部分開示(法第79条第1項)については、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるかどうかの判断を行う。ただし、次のいずれかに該当する場合には、全体を不開示とする。

- (1) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合
- (2) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けは容易であるが、その部分の分離が技術的に困難な場合
- (3) 電磁的記録に記録された保有個人情報において既存のプログラムで容易に区分して行うことができない場合(電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合に限る。)
- (4) (1)から(3)までに準ずる場合

2 個人識別性の除去による部分開示(法第79条第2項)については、次の事項を踏まえ、判断する。

- (1) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」は、次のアの場合には該当し、イの場合には該当しない。

ア 個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権

利利益を害するおそれのない場合

イ 作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれがある場合

- (2) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当しないものとみなし、法第79条第1項の部分開示の規定を適用して開示することである。

個人識別情報は、通例は特定の個人の識別を可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「ひとまとまり」の情報の集合物であり、他の不開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」が生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができるのとは、その範囲の捉え方を異にする。

このため、同項の規定だけでは、個人識別情報の全体が不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益が害されるおそれが生じないときは、部分開示をする。ただし、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができる場合に限り、除くことができない場合は当該情報の全体を不開示とする。

第5 裁量的開示に関する判断基準

法第80条

第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

法第80条の規定に基づく裁量的開示を行うかどうかの判断は、法第78条第1項各号の規定が適用され不開示となる場合であっても、個人の権利利益を保護するために、なお開示する必要があると認められる場合かどうかにより行う。

第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準

法第81条

第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第81条）は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、当該存否についての回答と開示請求に含まれる情報が結合することにより、不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、本人以外の者が行った相談に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。
- 2 当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に行政手続法第8条の規定に基づき示さなければならない処分の理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかどうかをできる限り具体的に提示する。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。

第7 権利濫用に当たるか否かの判断基準

権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関等の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断する。

行政機関等の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たるものとする。

第8 他の法令による開示の実施との調整の判断基準

法第88条

第88条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が法第87条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）にも、第1から第7までの基準により、開示又は不開示の判断を行う。しかし、法第88条第1項の規定に基づき、開示の実施は行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

なお、ここでいう「法令」には、条例及びこれに基づく規則等が含まれる。

第9 訂正決定等の審査基準

法第90条

第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - 二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

法第93条

第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

法第93条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定は、次の基準により行う。

- 1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価、判断、判定等には及ばないものとする。「事実」とは、氏名、住所、性別、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の客観的事実をいう。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実には該当する。
- 2 訂正をする旨の決定（法第93条第1項）は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有

個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要なことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

- 3 訂正しない旨の決定（法第 93 条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
- (1) 保有個人情報の訂正に関して法以外の法律若しくは当該法律に基づく命令又は条例若しくは当該条例の委任に基づく規則の規定により特別の手続が定められている場合
 - (2) 法第 90 条第 1 項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合
 - (3) 保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行われた訂正請求でない場合
 - (4) 訂正請求書に法第 91 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第 2 項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。
 - (5) 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
 - (6) 訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
 - (7) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に基づいて、職権により訂正を行うものとする。

第 10 利用停止決定等の審査基準

法第 98 条

第 98 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第 69 条第 1 項及び第 2 項又は第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第 127 条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

法第 100 条

第 100 条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

法第 101 条

第 101 条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

法第 101 条第 1 項の規定に基づく利用停止をする旨又は同条第 2 項の規定に基づく利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、以下の基準により行う。

1 利用停止をする旨の決定（法第 101 条第 1 項）は、請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認めるときに行う。

(1) 法第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき（法第 98 条第 1 項第 1 号）

「法第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、法第 61 条第 3 項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて、利用目的の変更を行っているときも含まれる。

(2) 法第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき（法第 98 条第 1 項第 1 号）

「法第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき」とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき等にいう。

「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為及び違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。

違反又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法が差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

(3) 法第 64 条の規定に違反して取得されたとき（法第 98 条第 1 項第 1 号）

「法第 64 条の規定に違反して取得されたとき」とは、偽りその他不正の手段により取得したときをいう。

なお、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供しよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。

(4) 法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき（法

第 98 条第 1 項第 1 号)

「法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用しているときをいう。

- (5) 保有個人情報が法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき（法第 98 条第 1 項第 2 号）

「法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供しているときをいう。

- (6) 法第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき（法第 98 条第 1 項第 2 号）

「法第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき」とは、同条の規定に違反して、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供されているときをいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

- 2 利用停止しない旨の決定（法第 101 条第 2 項）は、次のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律若しくは当該法律に基づく命令又は条例若しくは当該条例の委任に基づく規則の規定により特別の手續が定められているとき。

- (2) 法第 90 条第 1 項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でないとき。

- (3) 保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行われた利用停止請求でないとき。

- (4) 利用停止請求書に法第 99 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第 2 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備が

あるとき。ただし、当該不備を補正することができる認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。

- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報に関して訂正請求があったとき。
- (6) 利用停止請求に理由があると認められないとき。
- (7) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき（法第 100 条ただし書）

第 11 適用除外等の判断基準

1 刑の執行等に係る保有個人情報の適用除外（法第 124 条第 1 項）

法第 124 条第 1 項

第 124 条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

刑事事件若しくは少年保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う、処分、刑、若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、厚生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、法第 5 章第 4 節の適用除外とする。

刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報を法第 5 章第 4 節の適用除外とするのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性がある等逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置所又は監獄に収容されたことのある者等の社会復帰及び更生保護上の問題となり、その者の不利益におそれがあるためである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容を確認する目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

また、少年の保護事件に係る裁判、保護処分の執行等に係る保有個人情報は、当該少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いためである。

「更生緊急保護」とは、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 85 条第 1 項に基づき、同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処理による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助もしくは公共の衛星福祉その他の施設からの保護を受けられない場合又はこれらの援助や保護だけでは構成できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る保有個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

「恩赦」とは、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人

の前科等に関する情報を当然含んでいる。恩赦の対象者の範囲は前科を輸する者等に限定されており、「恩赦に係る保有個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外とされている。

刑の執行等に係る保有個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれ得るが、本項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るもの」に限られている。

2 検索することが著しく困難である保有個人情報の取扱い（法 124 条第 2 項）

法第 124 条第 2 項

2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 節（第 4 款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

開示請求に係る保有個人情報を検索することが現実的に困難な状態にある場合には、法第 5 章第 4 節（第 4 款を除く。）の規定について、区の機関に保有されていないものとみなし、整理された段階で同節の規定を適用する。

3 法以外の法律による適用除外

法以外の法律において、法の適用除外が規定されている場合は、開示請求、訂正請求及び利用停止請求をすることができない。法の適用除外を規定しているものは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 52 条、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 129 条、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）141 条、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 35 条、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項等がある。

付 則

（施行期日）

1 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（東京都葛飾区個人情報の保護に関する条例に基づく処分に関する審査基準、標準処理期間、処分期間の廃止）

2 東京都葛飾区個人情報の保護に関する条例に基づく処分に関する審査基準、

標準処理期間、処分期間（平成6年11月11日付け6葛企企第150号）は、廃止する。